

笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

# 違反対象物公表制度

## ●違反対象物公表制度とは(目的)

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物の情報を公表することにより、利用者自らが、その建物の利用について判断できるようにすることで、火災被害の軽減を図ること。また防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置促進を目的とし、消防本部ホームページで公表する制度です。

## ●公表の対象となる建物は

集会場・遊技場・飲食店・物品販売店・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等など一人で避難することが難しい方が利用する建物が対象となります。

## ●公表の対象となる違反内容は

### ●屋内消火栓設備

(火災の初期消火に有効)



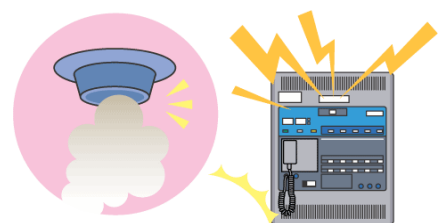
### ●スプリンクラー設備

(火災の初期消火に有効)



### ●自動火災報知設備

(火災の早期発見に有効)



これらの設備が消防法令上必要であるにも関わらず

## 設置されていない建物

このような違反のある建物を公表します

## ●公表の内容・時期

①建物の名称(店舗名等を含む)

②建物の所在地

③違反内容

④その他

制度の周知・改修猶予期間及び体制の整備等により

平成31年4月1日から施行